

駒沢女子大学・短期大学

同窓会同窓会同窓会

会 則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、駒沢女子大学・駒沢女子短期大学りんどう会（以下（本会）という。）と称する。

(本 部)

第2条 本会の本部は、東京都稲城市坂浜 238 番地、駒沢学園内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、駒沢女子大学・駒沢女子大学大学院・駒沢女子短期大学（以下、「母校」という。）の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の号に掲げる事業を行う。

- (1) 総会の開催に関する事業
- (2) 会員名簿の作成及び維持管理に関する事業
- (3) 会報の発行、その他の出版物の発行に関する事業
- (4) 会員の相互扶助及び親睦に関する事業
- (5) 母校の教育活動への協力に関する事業
- (6) 母校の学生に対する支援に関する事業
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、次の会員により組織する。

- (1) 正会員 母校を卒業又は修了した者
- (2) 準会員 母校に在籍する者
- (3) 特別会員 正会員以外の大学・短期大学の専任教職員（現・旧含む）及び役員会で承認した者

## 第3章 運営組織

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名

- (3) 会 計            2 名
- (4) 会計監査        2 名
- (5) 書 記            3 名
- (6) 渉 外            2 名

2 前項に定める役員その他、役員会の定めるところにより、必要な各種委員を置くことができる。

3 役員及び各種委員はすべて無報酬とする。

4 役員及び各種委員に本会の活動に係る交通費を支給することができる。

(役員を選出方法)

第7条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、役員会の推薦により総会において選出する。
- (2) 会計、会計監査、書記及び渉外は、役員会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充を行う。

3 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会 長            本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長        会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会 計            経理を担当する。
- (4) 会計監査      会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 書 記            総会、役員会の議事録を作成する。
- (6) 渉 外            外部との連絡、交渉を担当する。

(機 関)

第10条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事務室

(総 会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関として位置づける。

2 総会は、定期総会及び臨時総会として開催する。

3 定期総会は会長が招集し、原則として1年に1回開催する。

- 4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとときに開催する。
- 5 総会は、正会員をもって構成し、会長が招集する。特別会員は総会に出席し意見を述べることができる。
- 6 総会の議長は、役員会から選出し、これにあたる。
- 7 総会の議事は、出席正会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 総会の開催されない年度においては、総会に代わって、役員会が総会の審議事項を代行する。

(総会の審議事項)

第12条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 役員を選出
- (4) その他役員会において重要と認められた事項の承認

(役員会)

第13条 役員会は、第6条第1項第1号から第6号までの役員で構成され、総会に次ぐ決定権を有する。

- 2 役員会は、会長が招集し、原則として年1回以上開催する。
- 3 役員会は、構成員の委任状を含む過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の3分の2以上の同意をもって決する。
- 4 役員会の議長は、会長が行う。
- 5 総会の審議事項のうち、緊急を要する場合は、役員会で決議することができる。
- 6 役員会で認められた者は必要に応じて出席し、意見を述べるることができる。

(役員会の審議事項)

第14条 役員会は、本会の運営上必要とする次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会の審議事項に関する事項
- (2) 総会で決定された事業の執行に関する事項
- (3) その他重要な事項

(事務室)

第15条 本会の事務を処理するため、本会本部に事務室を置く。

- 2 事務局は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 金銭出納及び財務管理に関する事務
  - (2) 総会等の開催通知の作成及び発送に関する事務

- (3) 諸行事の開催通知の作成及び発送に関する事務
- (4) 会員名簿の作成維持及び管理に関する事務
- (5) 会報の発行に関する事務
- (6) その他、本会運営に関する事務

3 事務室には、事務室専従者を置くことができる。

(議事録)

第16条 総会、役員会議事録は、書記が作成し、議長及び出席者の中から議長が指名した2名が記名捺印のうえ、これを保存する。

(顧問)

第17条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、正会員で役員経験者から役員会において選任する。
- 3 顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じて、本会の重要な事務の決定について意見を述べるができる。

## 第4章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(会費)

第20条 本会会費は、母校入学時に終身会費5,000円を一括納入する。ただし、特別会員からの会費の徴収はしない。

- 2 一旦納入された会費は、いかなる事由があっても返金しない。

(基金)

第21条 本会の会計に将来にわたる組織の維持、運営を図るため、基金を設ける。

- 2 各年度の繰越金に余裕がある場合には、総会の議決を経て基金を増額することができる。
- 3 各年度予算執行に際し、不足分があった場合は、役員会の議決を経て基金から補充することができる。

## 第5章 雑 則

(改 廃)

第22条 本会則の改廃は、総会の議を経なければならない。

(その他)

第23条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則等は、役員会が別に定める。

附 則 この会則は、平成9年10月12日から施行する。

附 則 本会則第6条の規定にも関わらず、本会発足後10年間の役職者の選任、構成は各期の卒業生の状況に応じて、無理のないよう配慮しなければならない。

附 則 本会則第19条の規定にも関わらず、平成9年度は、平成9年10月12日より平成10年3月31日とする。

附 則 この会則は、令和6年5月26日より施行する。

附 則 この会則は、令和7年5月25日より施行する。



